人の役に立つ

第36期 定時株主総会 招集ご通知

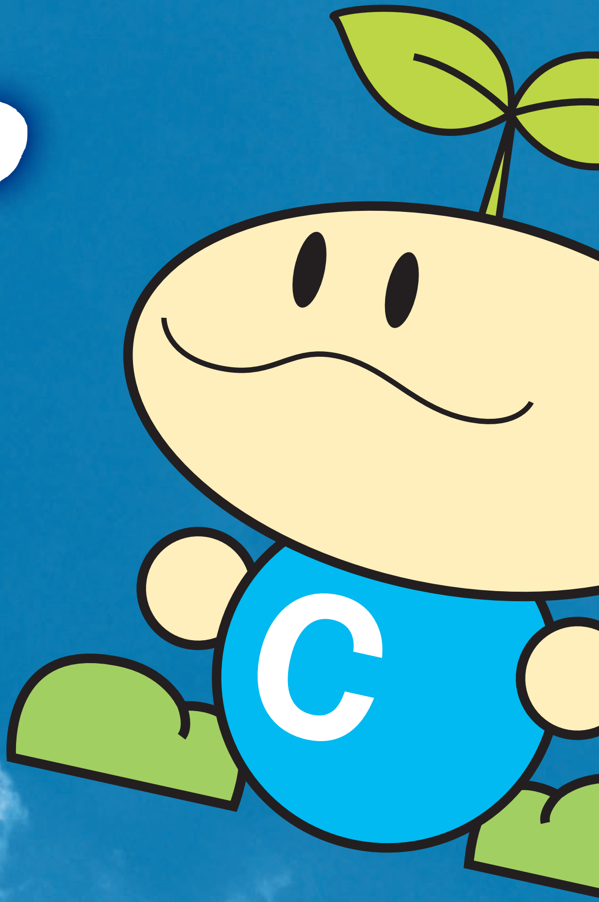

● 開催情報

開催日時
　2020年11月26日（木曜日）午後３時

開催場所
　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
　東京国際フォーラム
　ガラス棟会議室G610
　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

● 決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

株式会社 **地域新聞社**

証券コード：2164

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会開催にあたり、株主の皆様の安全に配慮した措置をとらせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

■ **書面による議決権行使のご活用をご検討くださいますようお願い申しあげます。**
■ 感染予防のため、当日は、会場への入場制限や体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置を講じる場合がございます。
■ 本総会につきましては、お土産の配布は中止とさせていただきますので、ご了承のほどお願い申しあげます。

本総会の開催・運営に関しまして、大きな変化が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。

株主の皆様へ

代表取締役社長 山 田　旬

地域に密着した情報の充実及び商品力の拡充を図るとともに経営理念「人の役に立つ」をより実践し、広く地域社会へ貢献していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を2020年11月26日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2020年11月

財務ハイライト

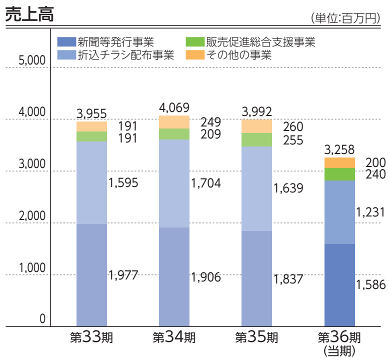

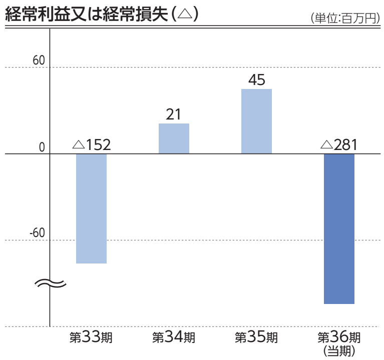

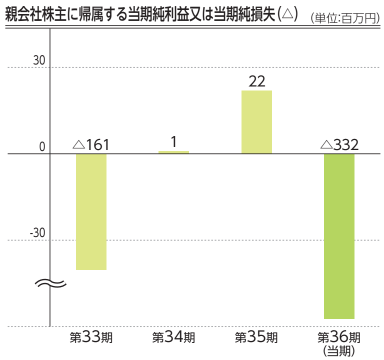

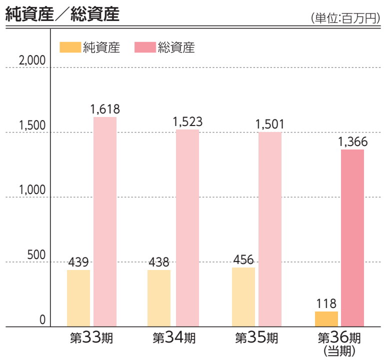

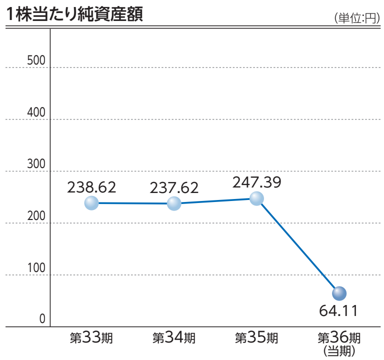

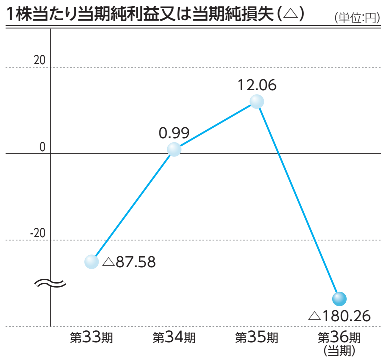

証券コード　2164
2020年11月11日

株　主　各　位

千葉県船橋市湊町一丁目１番１号
株式会社地域新聞社
代表取締役社長　山　田　　旬

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日の出席にかえて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月25日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　　時　2020年11月26日（木曜日）午後３時
２．場　　　所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ガラス棟会議室Ｇ６１０（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第36期（2019年９月１日から2020年８月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第36期（2019年９月１日から2020年８月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://chiikinews.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞により、景気は急速に減退し、終息が見えない状況で影響が長期化しています。また、個人消費におきましても、消費税増税の影響は軽減税率等の施策の効果もあり限定的でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による外出自粛、雇用の不安定化により、景気は厳しい状況となりました。

当社グループ（当社及び子会社のショッパー社をいう。以下同じ）の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、WEBやSNSをはじめとした広告媒体の多様化により、顧客の獲得や価格競争など、依然として厳しい経営環境が続いております。また、主要クライアントである地元の中小店舗は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受け、販促需要が減少しております。このような状況の下、当社グループの基盤事業である新聞等発行事業は、2020年８月末現在で、１都４県69エリアで69版を発行、週間の発行部数は約290万部となりました。

新聞等発行事業におきましては、地域新聞社では、繁忙期である10月～11月にかけては、台風被害及び消費税増税により需要が減少し、同じく繁忙期である3月～4月にかけては、新型コロナウイルスの感染拡大防止による店舗の営業自粛の影響を大きく受け、広告の販売が伸び悩みました。４月より市川・松戸・市原エリアの再編を実施し、読者・顧客にとって最適なエリア展開を模索しておりますが、６月以降も、経済活動の回復は緩やかであり、新型コロナウイルスの感染拡大以前の状態に広告需要が回復するには一定の期間を要すると考えております。今後は発行エリアの採算性を慎重に判断し、最適なエリア展開を模索していくとともに、ブランディング・顧客ポートフォリオなど広告効果を高める仕組みを構築することにより媒体価値を高め広告効果を最大化し収益力を高めてまいります。

ショッパー社の施策としましては、「地域新聞ショッパー」の広告効果をより高めるために、読者向けに特化したサイト「ショッパー電子版」との連動を積極的に進めております。また、人的資源を集中しエリア再生に注力してまいりました埼玉エリアについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があり収益改善が困難であると判断したため、発行を8月末で休刊とし、町

田・相模原、八王子エリアへ経営資源を集中することとしました。
　折込チラシ配布事業におきましては、地域新聞社だけでなくショッパー社においても、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（GIS）を活用することにより、広告主の顧客ターゲットが明確となり、効率的かつ広告効果の最大化を図るサービスを実現することができております。
　その他事業につきましては、新規事業開発や、WEB事業、業者紹介サービス事業、求人媒体事業といったノンコア事業に経営資源を投下し、育成を図っております。特に業者紹介サービスにおいては、優良な業者を選択したい読者のニーズを捉えており、8月には「ちいき新聞のシロアリ駆除」をリリースし、6ジャンルの展開で順調に成長をしております。同サービスにつきましては今後、更にサービスの質を向上させつつ、対象ジャンルを広げていく方針であります。WEB事業につきましては、成長スピードを加速させるためにコミュニティサイト「チイコミ」のリニューアルを予定しており、より多くの店舗に利用していただけるよう営業活動を強化してまいります。
　以上の結果、当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により3,258,466千円（前期比18.4％減）と減少いたしました。また、販売費及び一般管理費の圧縮及び保険解約益があったものの、売上高の減少が影響し経常損失は281,411千円（前期は経常利益45,447千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は332,295千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益22,235千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は17,879千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として200,000千円、長期借入金として300,000千円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第33期 (2017年8月期)	第34期 (2018年8月期)	第35期 (2019年8月期)	第36期 (当連結会計年度) (2020年8月期)
売上高	3,955,539	4,069,740	3,992,159	3,258,466
経常利益又は経常損失(△)	△152,081	21,884	45,447	△281,411
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△161,476	1,837	22,235	△332,295
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△87円58銭	0円99銭	12円06銭	△180円26銭
総資産	1,618,502	1,523,694	1,501,534	1,366,658
純資産	439,933	438,083	456,045	118,194

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第33期 (2017年8月期)	第34期 (2018年8月期)	第35期 (2019年8月期)	第36期 (当事業年度) (2020年8月期)
売上高	3,234,146	3,361,532	3,253,379	2,674,214
経常利益又は経常損失(△)	△122,905	26,597	42,247	△303,862
当期純利益又は当期純損失(△)	△130,480	8,890	19,836	△348,106
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△70円77銭	4円82銭	10円76銭	△188円84銭
総資産	1,456,014	1,394,279	1,360,923	1,264,626
純資産	447,701	452,903	468,466	114,803

(9) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、2020年4月以降、月次売上高が前期に比べ著しく減少しており、当連結会計年度において292,047千円の営業損失及び332,295千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。この影響は今後数年続くと考えており、翌期以降についても継続して重要な営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上が見込まれ、当連結会計年度末に118,194千円である純資産は債務超過となる可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するため、以下の対応策を推進してまいります。

① 収益獲得が見込めるエリアへの人的資源及び資金を集中

当社グループは当連結会計年度において不採算エリアの発行を休止するとともに、2020年9月に日本全国を商圏としているクライアントを担当する広域営業部を設置いたしました。収益獲得が見込めるエリアに有能な人材を重点的に配置し、資金を集中することでより付加価値のある商材を提供し、販売の更なる強化を進めてまいります。

② マーケティング機能の強化 インサイドセールスチームの発足

営業効率・質の向上や見込み顧客データの活用を目的とし、マーケティング機能を強化するとともに、インサイドセールスチームを発足いたしました。マーケティング機能を強化することで、リード（見込みが高いと考えられる顧客）の獲得数が増加し、そのリードに対して事前にお電話で状況確認することで、アポイントを獲得してから営業にバトンタッチすること等が可能となり、営業はより受注に直結した活動がしやすくなります。

③ 受注窓口の拡大及び他社サービスとの連携

当社グループが展開しているサービスを最大限活用するため、他社サービスと連携しながら受注窓口を拡大し受注件数増加を図ってまいります。今後も積極的に他社との業務提携の可能性を模索し、当社グループの既存事業と他社の事業とのシナジーを創出することで、既存事業の拡大を図ってまいります。

④ デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の強化

デジタル分野の重要性が高まっていることから、社内にデジタル戦略推進をミッションとしたプロジェクトを立ち上げ、広告領域のデジタル化はもちろん、これまで築いてきたブランドや資

産を生かした新規事業の立ち上げ、顧客への提供価値の変革をしてまいります。これにより、新たな収益基盤の獲得を実現し、地域密着×デジタルのシナジーを生み、当社の企業価値、存在意義の向上を図ってまいります。

⑤　費用の削減

　営業拠点及び管理部門の事務所統合や外部に委託していた一部配送業務の内製化する等経費見直しを行い、販売費及び一般管理費の更なる削減を図ってまいります。

⑥　資金調達

　当連結会計年度において金融機関との緊密な連携関係のもと、当座貸越枠の利用や新型コロナウイルス感染症関連の融資制度を利用し資金調達を行っております。引き続き金融機関からの資金調達及び増資による資金調達等を継続して検討し、財務基盤の安定化に努めてまいります。

　これらの施策を実施することにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の解消又は改善を図ってまいりますが、当社グループは当連結会計年度末において840,054千円の現金及び預金を保有し、翌連結会計年度において必要な事業資金を確保していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ショッパー社	90,000千円	100%	フリーペーパーの発行

（11）主要な事業内容（2020年８月31日現在）

当社グループは、新聞等発行事業、折込チラシ配布事業、販売促進総合支援事業、その他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業部門	事業の内容
新聞等発行事業	購読料のかからない地域に密着した生活情報紙（フリーペーパー）を発行し、独自の配布網で手配りにて毎週発行しております。
折込チラシ配布事業	広告主のチラシを地域に根ざした当社グループの生活情報紙に折込んで配布し、消費者に身近な広告情報として定着しております。
販売促進総合支援事業	顧客からの多様な要望に対しセールスプロモーションの企画から運営までを受注しております。また、地方自治体の広報紙の配布なども行っております。
その他の事業	モバイル広告などのＷＥＢ事業を行っております。また、趣味、娯楽からダンス・ストレッチなど幅広いジャンルのカルチャースクールを運営しております。その他、生活情報紙の紙面等を活用したチケット販売事業及び主催公演事業を行っております。

(12) 主要な営業所（2020年８月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名　称	所　在　地
本社	千葉県船橋市
八千代支社	千葉県八千代市
成田支社	千葉県成田市
船橋支社	千葉県鎌ケ谷市
千葉支社	千葉県千葉市中央区
柏支社	千葉県柏市
越谷支社	埼玉県越谷市
編集センター	千葉県八千代市
千葉配送センター	千葉県八千代市
埼玉配送センター	埼玉県越谷市

（注）1．2019年９月１日をもちまして、津田沼支社は八千代支社に統合いたしました。
2．2019年９月１日をもちまして、市原支社は千葉支社に統合いたしました。
3．2020年８月24日をもちまして、松戸支社は柏支社に統合いたしました。
4．2020年11月に、千葉県八千代市へ本社は移転を予定しております。

② 子会社の主要な事業所

名　称	所　在　地
本社	千葉県船橋市
町田相模原支社	東京都町田市
八王子支社	東京都八王子市

（注）2020年８月28日をもちまして、所沢支社及びさいたま支社は閉鎖いたしました。

(13) 使用人の状況（2020年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
199名	13名減

（注） 1．上記の使用人数には、パートタイマー89名（８時間／日　換算）は含まれておりません。
2．当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169名	8名減	35.9歳	6.6年

（注） 1．使用人数は、当社から他社への出向者を除いております。
2．上記の使用人数には、パートタイマー78名（８時間／日　換算）は含まれておりません。
3．平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(14) 主要な借入先及び借入額（2020年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社千葉銀行	265百万円
株式会社三井住友銀行	154百万円
株式会社京葉銀行	66百万円
株式会社りそな銀行	65百万円
株式会社みずほ銀行	45百万円
株式会社千葉興業銀行	20百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（2020年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数 4,000,000株

（2）発行済株式の総数 1,843,800株

（自己株式467株含む）

（3）株主数 1,280名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
近間之文	609,700	33.08
株式会社中広	126,000	6.84
松井証券株式会社	111,200	6.03
野村證券株式会社	83,400	4.52
ダイオープリンティング株式会社	51,300	2.78
近間久子	49,600	2.69
地域新聞社従業員持株会	39,300	2.13
花木聡	33,000	1.79
マネックス証券株式会社	30,848	1.67
松戸晴江	27,300	1.48

（注）持株比率は自己株式（467株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

（1）会社役員の保有する新株予約権等の状況（2020年８月31日現在）

①　取締役（社外役員を除く）の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

②　社外取締役（社外役員に限る）の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

③　監査役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

（2）当該事業年度中における新株予約権等の交付の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2020年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田　旬	株式会社ショッパー社代表取締役社長
取締役	三島崇史	編集・制作本部本部長
取締役	松川真士	管理本部本部長、株式会社ショッパー社取締役
取締役	金箱義明	業務本部本部長兼ＣＳ推進室室長
取締役	田中康郎	弁護士、株式会社建設技術研究所社外監査役
常勤監査役	色部文雄	株式会社ショッパー社監査役
監査役	小泉大輔	公認会計士、税理士、株式会社オーナーズブレイン代表取締役、株式会社アイティフォー社外取締役、株式会社LOOPLACE社外取締役、株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役
監査役	丸野登紀子	弁護士、株式会社ニチリョク社外監査役、ライト工業株式会社社外監査役

（注）１．取締役田中康郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役色部文雄、小泉大輔及び丸野登紀子の各氏は、社外監査役であります。
３．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
代表取締役社長近間之文氏は、2019年11月27日付で、任期満了により退任いたしました。なお、同氏は株式会社ショッパー社の代表取締役社長を2019年11月26日付で、辞任により退任いたしました。
常務取締役山田旬氏は、2019年11月27日付で、常務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。なお、同氏は、2019年11月26日付で、株式会社ショッパー社の専務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
４．監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、取締役田中康郎、監査役色部文雄、小泉大輔及び丸野登紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役田中康郎氏及び社外監査役丸野登紀子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額又は法令が規定する額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	70,180千円 (2,850千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,640千円 (14,640千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (4名)	84,820千円 (17,490千円)

(注) 1．報酬限度額
定時株主総会（2005年11月25日開催）にて決議
取締役　年額　300,000千円
監査役　年額　30,000千円
2．上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は360千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役田中康郎氏は、株式会社建設技術研究所社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別の関係はありません。

監査役色部文雄氏は、株式会社ショッパー社監査役を兼務しており、同社は当社の連結子会社であります。

監査役小泉大輔氏は、株式会社オーナーズブレイン代表取締役、株式会社アイティフォー社外取締役、株式会社LOOPLACE社外取締役及び株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役を兼務しておりますが、各社と当社との間に特別の関係はありません。

監査役丸野登紀子氏は、株式会社ニチリョク社外監査役、ライト工業株式会社社外監査役であります。各社と当社との間に特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	田中康郎	当事業年度に開催した取締役会19回のうち18回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
監査役	色部文雄	当事業年度に開催した取締役会19回のうち19回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
監査役	小泉大輔	当事業年度に開催した取締役会19回のうち19回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役	丸野登紀子	当事業年度に開催した取締役会19回のうち19回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、継続的かつ安定した配当を行うことを基本方針としております。

当連結会計年度につきましては、配当原資となる利益剰余金がマイナスとなったため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

なお、今後におきましては、業績及び財務状況の改善に努め、各連結会計年度の業績推移及び利益剰余金の状況を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条第１項第４号）

① 社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。

② 内部統制委員会は、隔月１回以上開催し、活動内容については、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。

③ 組織を横断する各種組織（内部統制委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。

④ 内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

⑤ 内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を提案する。

⑥ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士により受ける体制を構築する。

⑦ 「ヘルプライン通報窓口」に内部監査室室長を任命し内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

⑧ 反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。

⑨ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号）

① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、人事総務部部長が所管する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）
① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りながら持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、「内部統制委員会」を設置する。
② 「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。
③ 各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
④ クライシスマネジメントについては、ＢＣＰマニュアルを基本とし、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
⑤ 内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会へ報告をする。
⑥ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）
① 経営理念、長期基本方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月１回取締役会を開催する。また、取締役並びに常勤監査役をもって構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
④ 取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条第１項第５号）
①　当社及び子会社（以下「当社グループ」という）は、共通の経営理念の下で当社グループ相互の協調及び発展を目指す。
②　当社グループの内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
③　当社グループの取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展を目指す。
④　当社グループの代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

イ．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号イ）
　当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項についてグループ経営会議において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、当社グループにおいて重要な検討事項が生じた場合には、当社グループを横断した委員会を設置するなどして検討を行う。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号ロ）
①　当社は、グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、当社内部統制委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
②　子会社は、当社内部統制委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社内部統制委員会へ報告する。

ハ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号ハ）
①　当社は、当社グループの経営理念、長期基本方針に基づき、当社グループの事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
②　当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記(4)）に準拠した体制を構築させる。

ニ. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第１項第５号ニ）

① 当社は、当社コンプライアンス基本方針を子会社にも適用させるものとする。

② 当社の監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社の監査を実施する。

③ 当社は、子会社に、子会社が当社から経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の内部監査室又は当社の監査役へ報告させることとする。

④ 当社の監査役は、定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。

⑤ 当社は、当社の「ヘルプライン担当窓口」の利用対象をグループ全体にまで拡大し、当社グループの内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第１号）

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を１名以上配置することとする。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第２号）

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第３号）

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号）
イ．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号イ）
①　当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
ⅰ．職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
ⅱ．会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
ⅲ．会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
②　当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
③　当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

ロ．子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号ロ）
①　子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という）は、下記の事項について、発見次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
ⅰ．職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
ⅱ．会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
ⅲ．会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
②　子会社の役職員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

(10) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第５号）
　当社は、当社の監査役へ報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をヘルプライン運用規程に明記するとともに、当社グループの役職員に周知徹底する。

（11）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第６号）

①　当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

②　当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

（12）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第７号）

①　当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思疎通を図るものとする。

②　当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。

③　当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。

④　当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

当該体制の運用状況の概要

当社は、定期的に内部統制委員会を開催し、問題事象の検討及び再発防止策の協議を行い、取締役会及び監査役会に報告しております。そのほか、「内部統制重点行動指針」を朝礼時に唱和し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の浸透に努めております。

連結貸借対照表

（2020年８月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,192,943**	**流動負債**	**743,187**
現金及び預金	840,054	買掛金	130,525
売掛金	269,759	短期借入金	200,000
商品	38	１年内返済予定の長期借入金	139,992
配布品	13,107	リース債務	7,826
仕掛品	6,954	未払金	208,882
貯蔵品	1,142	未払費用	1,495
前払費用	20,729	未払法人税等	800
その他	42,235	賞与引当金	165
貸倒引当金	△1,078	ポイント引当金	500
固定資産	**173,715**	資産除去債務	6,510
（有形固定資産）	**64,002**	その他	46,490
建物	27,474	**固定負債**	**505,277**
機械及び装置	10,281	長期借入金	278,362
車両運搬具	105	リース債務	12,049
工具、器具及び備品	9,320	退職給付に係る負債	180,674
リース資産	16,820	資産除去債務	28,325
（無形固定資産）	**26,197**	繰延税金負債	2,974
ソフトウエア	26,197	その他	2,890
その他	0	**負債合計**	**1,248,464**
（投資その他の資産）	**83,515**	**純資産の部**	
敷金及び保証金	72,252	**株主資本**	**118,194**
その他	20,183	資本金	203,112
貸倒引当金	△8,921	資本剰余金	133,112
		利益剰余金	△217,351
		自己株式	△679
		純資産合計	**118,194**
資産合計	**1,366,658**	**負債及び純資産合計**	**1,366,658**

連結損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**3,258,466**
売上原価		**959,114**
売上総利益		**2,299,351**
返品調整引当金戻入額		**270**
差引売上総利益		**2,299,621**
販売費及び一般管理費		**2,591,669**
営業損失		**292,047**
営業外収益		
受取利息	96	
保険解約益	7,968	
助成金収入	3,724	
その他	1,865	**13,653**
営業外費用		
支払利息	3,017	**3,017**
経常損失		**281,411**
特別損失		
減損損失	8,934	
固定資産除却損	0	**8,935**
税金等調整前当期純損失		**290,346**
法人税、住民税及び事業税	2,866	
法人税等還付税額	△22,399	
法人税等調整額	61,482	**41,948**
当期純損失		**332,295**
親会社株主に帰属する当期純損失		**332,295**

連結株主資本等変動計算書

(2019年 9 月 1 日から
2020年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	203,112	133,112	120,474	△654	456,045	456,045
当期変動額						
剰余金の配当			△5,530		△5,530	△5,530
親会社株主に帰属する当期純損失			△332,295		△332,295	△332,295
自己株式の取得				△25	△25	△25
当期変動額合計	－	－	△337,825	△25	△337,851	△337,851
当期末残高	203,112	133,112	△217,351	△679	118,194	118,194

連　結　注　記　表

1．記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　株式会社ショッパー社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、６月30日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3．会計方針に関する事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

配布品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

商品及び貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～26年
機械及び装置	７～10年
工具、器具及び備品	３～15年

無形固定資産（リース資産を除く）
　ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用
　定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………………従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。ただし、支給額が確定している未払従業員賞与については、未払費用及び未払金に計上しております。

ポイント引当金……………付与したポイントの将来使用される負担に備えるため、当連結会計年度におけるポイント未使用残高のうち将来使用される見込額をポイント引当金として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法
　当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
　消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

4．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「敷金及び保証金」（前連結会計年度54,116千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「受取手数料」（当連結会計年度1,504千円）及び「物品売却益」（当連結会計年度287千円）については、重要性が低くなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

5．追加情報に関する注記

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、営業自粛等の理由により取引先からの広告出稿が減少しており、当社グループの企画運営は甚大な影響を受けております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当社グループが現在入手している情報等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響は2021年８月以降も一定期間にわたり継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

6．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、営業保証金として差し入れております。

長期性預金　5,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　137,832千円

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,843,800株	－	－	1,843,800株

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月10日取締役会	普通株式	5,530	3	2019年8月31日	2019年11月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

無配のため、記載すべき事項はありません。

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社等の不動産賃貸契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1）信用リスク（債務者の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、契約先及び取引先の信用状況の把握に努め、適宜対応しております。

2）市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

3）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	840,054	840,054	－
(2) 売掛金（※１）	268,680	268,680	－
(3) 敷金及び保証金	41,789	41,789	－
資産計	1,150,524	1,150,524	－
(1) 買掛金	130,525	130,525	－
(2) 短期借入金	200,000	200,000	－
(3) 未払金	208,882	208,882	－
(4) 長期借入金（※２）	418,354	416,963	△1,390
負債計	957,762	956,372	△1,390

（※１）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※２）１年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

現金及び預金並びに売掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金の時価は合理的に見積った敷金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算出しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

買掛金、短期借入金及び未払金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
営業保証金	30,463

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金及び預金	840,054	－	－	－	－	－
売掛金	269,759	－	－	－	－	－
敷金及び保証金	27,078	1,385	12,075	1,250	－	－
合計	1,136,892	1,385	12,075	1,250	－	－

（注４）長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	139,992	123,322	61,706	60,000	33,334	－
合計	139,992	123,322	61,706	60,000	33,334	－

９．賃貸等不動産に関する注記
　該当事項はありません。

10．１株当たり情報に関する注記
　１株当たり純資産額　64円11銭
　１株当たり当期純損失　180円26銭

11．重要な後発事象に関する注記
　該当事項はありません。

貸借対照表

（2020年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**1,109,933**
現金及び預金	785,591
売掛金	239,736
商品	38
配布品	10,514
仕掛品	6,224
貯蔵品	990
前払費用	18,837
その他	48,979
貸倒引当金	△978
固定資産	**154,693**
（有形固定資産）	**64,002**
建物	27,474
機械及び装置	10,281
車両運搬具	105
工具、器具及び備品	9,320
リース資産	16,820
（無形固定資産）	**26,197**
ソフトウエア	26,197
その他	0
（投資その他の資産）	**64,493**
関係会社長期貸付金	560,000
その他	73,250
貸倒引当金	△568,757
資産合計	**1,264,626**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**647,478**
買掛金	110,288
短期借入金	200,000
１年内返済予定の長期借入金	139,992
リース債務	7,053
未払金	166,997
未払費用	1,362
前受金	6,547
賞与引当金	165
ポイント引当金	500
資産除去債務	6,510
その他	8,061
固定負債	**502,344**
長期借入金	278,362
リース債務	12,049
退職給付引当金	140,053
関係会社事業損失引当金	47,200
資産除去債務	21,263
繰延税金負債	2,974
その他	440
負債合計	**1,149,823**
純資産の部	
株主資本	**114,803**
資本金	**203,112**
資本剰余金	**133,112**
資本準備金	133,112
利益剰余金	**△220,741**
その他利益剰余金	△220,741
繰越利益剰余金	△220,741
自己株式	**△679**
純資産合計	**114,803**
負債及び純資産合計	**1,264,626**

損益計算書

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,674,214**
売上原価		**783,036**
売上総利益		**1,891,178**
返品調整引当金戻入額		**270**
差引売上総利益		**1,891,448**
販売費及び一般管理費		**2,096,474**
営業損失		**205,026**
営業外収益		
受取利息	4,213	
保険解約益	7,968	
助成金収入	3,724	
その他	1,749	**17,654**
営業外費用		
支払利息	2,983	
貸倒引当金繰入額	110,000	
関係会社事業損失引当金繰入額	3,507	**116,490**
経常損失		**303,862**
特別損失		
減損損失	3,095	
固定資産除却損	0	**3,095**
税引前当期純損失		**306,958**
法人税、住民税及び事業税	2,066	
法人税等還付税額	△22,399	
法人税等調整額	61,482	**41,148**
当期純損失		**348,106**

株主資本等変動計算書

(2019年 9 月 1 日から
2020年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	203,112	133,112	133,112	132,895	132,895	△654	468,466	468,466
当期変動額								
剰余金の配当				△5,530	△5,530		△5,530	△5,530
当期純損失				△348,106	△348,106		△348,106	△348,106
自己株式の取得						△25	△25	△25
当期変動額合計	－	－	－	△353,636	△353,636	△25	△353,662	△353,662
当期末残高	203,112	133,112	133,112	△220,741	△220,741	△679	114,803	114,803

個別注記表

1．記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…………………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

配布品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

商品及び貯蔵品　……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～26年
機械及び装置	７～10年
工具、器具及び備品	３～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………………従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。ただし、支給額が確定している未払従業員賞与については、未払費用及び未払金に計上しております。

ポイント引当金……………付与したポイントの将来使用される負担に備えるため、当事業年度末におけるポイント未使用残高のうち将来使用される見込額をポイント引当金として計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

関係会社事業損失引当金…関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、区分掲記しておりました「受取手数料」(当事業年度1,504千円) 及び「物品売却益」(当事業年度245千円) については、重要性が低くなったため、当事業年度より「その他」に含めております。

4．追加情報に関する注記

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、営業自粛等の理由により取引先からの広告出稿が減少しており、当社の企業運営は甚大な影響を受けております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当社が現在入手している情報等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響は2021年８月以降も一定期間にわたり継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。5．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　134,431千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	24,992千円
短期金銭債務	3,233千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	61,985千円
売上原価	21,936千円
営業取引以外の取引高（収入分）	4,123千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	436株	31株	－	467株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金繰入額否認	50千円
未払法定福利費否認	7千円
未払事業税	727千円
税務上の繰越欠損金	59,173千円
退職給付引当金否認	42,659千円
貸倒引当金繰入額否認	173,538千円
減損損失否認	3,000千円
関係会社株式評価損否認	8,478千円
関係会社事業損失否認	14,377千円
減価償却費否認	676千円
資産除去債務	8,459千円
その他	152千円
繰延税金資産小計	311,301千円
評価性引当額	△311,301千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去費用	2,974千円
繰延税金負債合計	2,974千円
繰延税金資産純額（△は負債）	△2,974千円

9．関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ショッパー社	所有 直接100％	広告宣伝受託 役員の兼任 資金援助	当社発行紙面への広告掲載及び折込広告の受託（注2）	61,985	売掛金	11,129
				給与及び経費の立替（注3）	－	流動資産その他	13,091
				資金の貸付（注4）	110,000	関係会社長期貸付金（注5）	560,000
				利息の受取（注4）	4,123	流動資産その他	771

（注）1．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2．取引金額は双方協議の上、決定しております。
3．給与及び経費の立替に関しては、出向者への給与立替払い及び外部の取引業者への立替払いであり、親子間の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。
4．株式会社ショッパー社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、極度600,000千円の範囲で貸付け、返済をすることとしております。なお、担保は受け入れておりません。
5．関係会社長期貸付金560,000千円に対し、貸倒引当金560,000千円を計上しております。また、当事業年度において110,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	62円28銭
１株当たり当期純損失	188円84銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月13日

株式会社地域新聞社
　取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤浩史 ㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　熊谷康司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社地域新聞社の2019年９月１日から2020年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月13日

株式会社地域新聞社
　取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋　藤　浩　史　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	熊　谷　康　司　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社地域新聞社の2019年９月１日から2020年８月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年９月１日から2020年８月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準や監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）　連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月14日

株式会社地域新聞社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　色部文雄　㊞

社外監査役　小泉大輔　㊞

社外監査役　丸野登紀子　㊞

（注）監査役色部文雄、同小泉大輔及び同丸野登紀子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

本店の所在地を、実質的な本社機能が存在する千葉県八千代市に移転するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を千葉県船橋市に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を千葉県八千代市に置く。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山田　旬（やまだ　じゅん） (1970年８月20日生)	1994年４月　第一生命保険相互会社（現第一生命ホールディングス株式会社）入社 1998年４月　同社東大宮支部・蓮田支部支部長補佐 2000年４月　同社大宮中支部支部長 2004年２月　当社入社 2006年９月　千葉支社支社長 2009年９月　営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2010年１月　営業本部本部長 2010年２月　取締役 2014年11月　常務取締役 2019年11月　代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社ショッパー社代表取締役社長	12,500株
	（取締役候補者とした理由） 当社グループにおいて要職を歴任し、2019年11月より当社の代表取締役社長を務めるなど、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、今後の当社の更なる企業価値向上に寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>まつかわ　まさし
松　川　真　士
（1981年5月21日生）</td><td>2004年４月　当社入社
2007年９月　成田支社支社長
2008年９月　船橋支社支社長
2013年９月　営業本部副本部長兼千葉支社支社長
2014年11月　取締役（現任）
　　　　　　営業本部本部長兼船橋支社支社長
2015年３月　営業本部本部長
2019年３月　管理本部本部長（現任）
　　　　　　＜重要な兼職の状況＞
　　　　　　株式会社ショッパー社取締役</td><td>1,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
　営業分野における豊富な経験を有し、強いリーダーシップを発揮しながら企業業績の向上に貢献してまいりました。管理分野においてもその実力を遺憾なく発揮していることから、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>かねばこ　よしあき
金　箱　義　明
（1959年2月19日生）</td><td>1998年５月　当社入社
2000年10月　本社営業部部長
2003年７月　東葛支社支社長
2006年８月　代理店営業部部長
2007年５月　当社退社
2007年６月　個人事業主
2010年８月　当社再入社　ＣＳ推進室室長
2011年９月　ポスメイト管理部部長
2014年11月　取締役（現任）
　　　　　　業務本部本部長兼ＣＳ推進室室長（現任）</td><td>3,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
　営業をはじめとした様々な分野で長年に亘り当社に貢献してまいりました。当社インフラの要である配布員の管理運営を適切に行なうその手腕から、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	たなか やすろう 田中 康郎 （1946年2月9日生）	1971年４月　判事補任官 1981年４月　東京地方裁判所判事 1985年４月　国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年４月　東京地方裁判所部総括判事 2003年２月　盛岡地方・家庭裁判所長 2005年２月　東京高等裁判所部総括判事 2009年３月　札幌高等裁判所長官 2011年２月　弁護士登録（現任） 2011年４月　明治大学法科大学院教授 2015年３月　株式会社建設技術研究所社外監査役（現任） 2017年11月　当社社外取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士 株式会社建設技術研究所社外監査役	－株
	（社外取締役候補者とした理由） 過去に会社経営に関与してはおりませんが、司法分野での豊富な経験及び知見を有しております。その経験と知見から、当社の企業経営の透明性及びコンプライアンスの向上、業務執行に対する適切な監督により当社取締役会の意思決定の質をより高めることが期待されるため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．田中康郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は田中康郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。田中康郎氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
３．田中康郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
４．田中康郎氏と当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額又は法令が規定する額を限度としております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきまして、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略　歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
大賀祥大(おおがよしひろ) (1971年10月28日生)	2005年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2005年10月　長島・大野・常松法律事務所入所 2011年11月　益田法律事務所入所 2013年10月　出澤総合法律事務所入所（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．大賀祥大氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．大賀祥大氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。当社は、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

４．大賀祥大氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識を当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与してはおりませんが、弁護士として法律関係の高度な知識と豊富な経験を有しており、企業法務にも精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

５．大賀祥大氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額又は法令が規定する額を限度としております。

以上

メ　　モ

メ　モ

Topics

■「ちいき新聞のお手伝い」計6ジャンルに拡大！

当社では、お店やサービスを探している消費者に、厳しい審査基準をクリアした安心な業者を無料で紹介するサービスを対象範囲を千葉県限定とし、2018年10月からスタート。自社メディア『ちいき新聞』の紙面や自社WEBサイトを通して、加盟を希望する業者と、業者紹介を求める消費者を募ってマッチングを行ってまいりました。この業者紹介サービスは、「ちいき新聞のお手伝い」と題し、これまで外壁塗装、外構・エクステリア、不動産査定、老人ホーム、解体と5つのジャンルに範囲が広がっており、2020年8月にスタートしたシロアリ駆除・予防が6ジャンル目となります。ご紹介できるジャンルが広がってきたことから、当社はこの「ちいき新聞のお手伝い」シリーズをより利用しやすくするための専用ポータルサイトを、2020年7月31日に開設しました。
(https://chiikinews.com/)

決して安くはない費用をかけてお願いするのだから、できるだけ信頼のおける業者にお願いしたい、そうした消費者の想いに応えるべく、今後も、サービスの質を向上させつつ、対象ジャンルを広げ、地域の優れたお店やサービスと、それを探す地域住民とを結ぶことで、企業理念「人の役に立つ」を実践してまいります。

「ちいき新聞のお手伝い」ポータルサイトトップページ

■「社員いきいき！元気な会社！宣言企業！」に登録

仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業として、2020年6月に「社員いきいき！元気な会社！宣言企業！」に登録されました。
当社で実施している取り組みの一部を以下紹介いたします。

①仕事と生活の両立支援についての積極的な取り組み
・休業制度に係る就業規則の整備　・育児休業は子が3歳に達するまで取得可能。
・子が小学校卒業まで短時間勤務が可能。　・再雇用制度の導入　・特別休暇制度の導入（慶弔休暇、永年勤続休暇）

②多様な働き方を推進する取り組み
・業務システムの導入等により、業務の効率化・時短を図っている。　・分業制を導入し、個人の負担を軽減している。
・時間単位での年次有給休暇が取得可能
・年次有給休暇が付与される際に休暇取得の計画を立て、年次有給休暇の取得を促している。
・テレワーク制度（在宅勤務・モバイルワークなど）の導入　・フレックスタイム制の導入

③地域の次世代育成支援に協力・参画する取り組み
・企業見学、インターンシップの受け入れなど、学校の“キャリア教育”への協力

④誰もが働きやすい職場環境づくりに資する取り組み
・女性の管理職登用実績あり。（女性の活躍推進）

当社では、今後も継続的に、上記に資する取り組みを行うことで、誰もが働きやすい職場環境の整備を図り、更なる業績向上に努めてまいります。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム　ガラス棟会議室G610

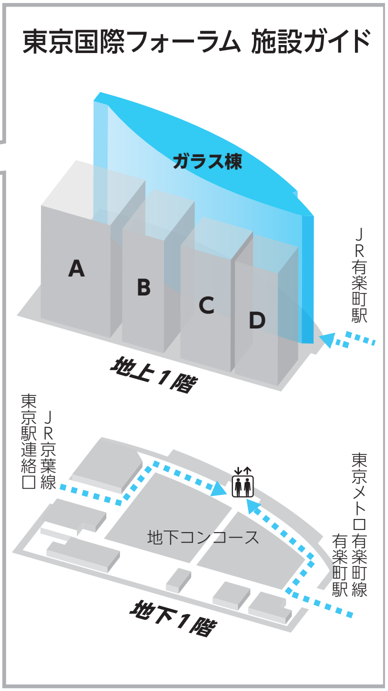

交通のご案内

JR　山手線　京浜東北線
有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ　有楽町線
有楽町駅
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

施設内に地下駐車場がございますので、お車でのご来場も可能です。
※30分につき200円になります。

本総会につきましては、お土産の配布は中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〈ご参考〉

JR東京駅	丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)				
東京メトロ	●日比谷線	日比谷駅	徒歩5分	銀座駅	徒歩6分
	●銀座線	銀座駅	徒歩7分	京橋駅	徒歩7分
	●千代田線	日比谷駅	徒歩7分		
	●丸ノ内線	銀座駅	徒歩5分		
都営地下鉄	●三田線	日比谷駅	徒歩5分		

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。